

## 匝瑳市農業振興地域整備促進協議会議事録

平成31年1月24日（木）

13:30～14:45

市役所議会棟 2階 第2委員会室

（司会）

委員の皆様、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。進行を務めさせていただきます、産業振興課農政班の岩瀬です。

本日の出席者は、協議会委員14名のうち11名で過半数を超えておりますので、匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第6条第2項の規定により、協議会が成立したことをここに御報告いたします。

続きまして、本日参加いただいている委員の皆様は、委嘱後初めての協議会となります。まずは自己紹介をお願いしたいと思います。石田委員からお願いいたします。

<委員から自己紹介がある。>

（司会）

ありがとうございました。なお、匝瑳市議会の小川委員、海匠農業共済組合の秋山委員、吉田西部土地改良区の鎌形委員については、欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。続きまして、事務局の紹介をいたします。

<塚本産業振興課長から事務局職員紹介>

（司会）

それでは協議会を開会いたします。

議事に入る前に、匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第5条第1項の規定により、委員の互選により会長と副会長を選任することとなっておりますが、従前までは、指名推薦で行っていましたが、今回も同様の方式でよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

（司会）

それでは、ご発言をお願いいたします。

<A委員からの発言>

（司会）

A委員からご発言がございました。新会長に匝瑳市農業委員会の伊藤委員を、新副会長に千葉県借当川沿岸土地改良区の依知川委員をとのことでありますが、よろしい

でしょうか。

<異議なしの声>

(司会)

それでは、新たに会長となられた伊藤会長にご挨拶をいただきます。

(会長)

ただいま、会長に選任いただきました伊藤でございます。就任にあたり、一言ご挨拶申し上げます。この協議会は、匝瑳市における農業振興の基本的事項である農業振興地域について審議する場であり、今後の匝瑳市農業の方向性を決める重要な責を担っています。委員の皆様には、匝瑳市農業のさらなる発展のため、ご協力をお願いいたします。

(司会)

続きまして、副会長となられた依知川副会長にご挨拶をいただきます。

(副会長)

ただいまご紹介にあずかりました依知川でございます。協議会の円滑な運営のため、会長を補佐し、支えていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。それでは議事に入ります。

議長については、本協議会条例第6条第1項の規定により会長をお願いいたします。

(議長)

それではしばらくの間、議長を務めさせていただきます。

さっそく議題に入らせていただきます。はじめに議題の(1)「匝瑳市農業振興地域整備計画の変更について」の審議は、重要変更となる除外5案件と軽微変更となる地番変更1案件の合計6案件であります。

案件番号順に、事務局からの説明が終了した後、案件ごとに審議をしていきたいと存じます。では、案件毎の審議に入りたいと存じます。

まず、重要変更の除外案件番号1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

農業振興地域制度についての説明

除外案件1 駐車場及び出入口についてを事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

(B委員)

まだ畑のままですよね。

(事務局)

地目は畑のままです。

(B委員)

賦課が掛かっている状態で、そのままの地目で駐車場に使うのですか。

(事務局)

最終的には農地転用をした後に、地目変更をしたいと思います。

(B 委員)

任意のものであるから、こちらでは何も言えないが、その畑のまま駐車場として使うのかお聞きしたいですが。

(事務局)

農地転用した後に、地目変更の登記をするかたちになるかと思います。

(B 委員)

順序が逆のようなかたちであるようだが。

(事務局)

おっしゃるとおりです。通常は、手続きを踏んで農地転用をして、それから事業をするというのが流れであります。今回は、法に関して無知であったため、先にやってしまったとのことで始末書が提出されたということです。

(B 委員)

こっちへは書類が上がっていないし、もしここで通ると、こんなことを言うのは失礼ですが、そのまま使っても構わないような気がします。

(事務局)

違反ということはお話ししてあります。

(B 委員)

始末書は、まだ1回ですか。

(事務局)

始末書は、1回です。

(B 委員)

もう1回やったら、完全だめですよ。2回目までと聞いています。

(事務局)

2回目の違反をした場合には、県と相談になりますが、現状復帰してからの手続きとなる可能性があります。

(B 委員)

賦課金を頂戴しているから、そのまま今までの賦課金をやった方が、この人もお金がかからないですよ。除外しないから。その辺をはっきりした方がいいじゃないかと事務所の方で聞いてきたので。

(事務局)

この案件については、最後までの手続きを踏むように指導するかたちになります。

(B 委員)

最後までお願いします。

(事務局)

つまり、指導の中で、無届けで転用状態になっているので、きちっと手続きしてくださいということで、今回の会議に上がっているかたちになります。

(B 委員)

その前から砂利を敷いてあって、少しは使っている案件ですよ。

(事務局)

それは、先ほどの始末書というところになります。

(B 委員)

始末書を書けば、何でも通っちゃうようなことみたいですね。

(議長)

事務局で、この意向をよく伝えてください。

(議長)

それでは、採決に入ります。除外案件番号 1 の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

< 挙手多数 >

(議長)

挙手多数で本案件は承認されました。それでは次の案件へ移ります。続いて除外案件番号 2 について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

除外案件 2 進入路について、事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等ありますか。

< なしの声 >

(議長)

ないようですので、それでは、採決に入ります。除外案件番号 2 の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

< 挙手全員 >

(議長)

挙手全員で本案件は承認されました。それでは次の案件へ移ります。続いて除外案件番号 3 について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

除外案件 3 駐車場について、事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等ありますか。

< なしの声 >

(議長)

ないようですので、それでは採決に入ります。除外案件番号3の変更案について、  
適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

(議長)

挙手全員で本案件は承認されました。それでは次の案件へ移ります。続いて除外案件番号4について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

除外案件4 事業所出入口について、事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等ありますか。

(C委員)

参考までにお聞きしますが、事業所の出入口になっていますが、広域農道沿いなので門などは設置するのですか。全部平らなのか。

(事務局)

全部平らの予定です。門などを付ける計画は聞いておりません。

(C委員)

この写真から見ると、危なくないか。全部平らになると、出入り口が広いので。

(事務局)

フェンス等を設ける計画は聞いておりません。

(C委員)

危ない気がします。

(議長)

そのほかございますでしょうか。

<なしの声>

(議長)

それでは、採決に移ります。除外案件番号4の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

(議長)

挙手全員で本案件は承認されました。それでは次の案件へ移ります。続いて除外案件番号5について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

除外案件 5 工事用重機・車両、建設・建築資材、骨材置場及び社員駐車場について、事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等ありますか。

<なしの声>

(議長)

ないようですので、それでは採決に入ります。除外案件番号 5 の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

(議長)

挙手全員で本案件は承認されました。続いては、軽微変更の地番変更案件番号 1 について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

地番変更案件 1 について、事業概要・公図の写し等により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

それでは、採決に入ります。地番変更案件番号 1 の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

(議長)

挙手全員で本案件は承認されました。以上で議題(1)の審議を終了してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

(議長)

では、続きまして、議題の(2)その他についてですが、委員の皆様又は事務局より何かございますか

(事務局)

今後のスケジュール、前回の協議会における審議案件についての進捗状況、委員報

酬の口座振替についてを説明する。

(議長)

そのほかございますでしょうか。

<なしの声>

(議長)

ないようですので、以上を持ちまして、全ての議題について審議を終了しました。

本日の審議結果について、匝瑳市長へ答申することといたします。

慎重審議、ありがとうございました。

(司会)

それでは匝瑳市農業振興地域整備促進協議会を閉会いたします。長時間にわたりお疲れ様でした。